

特定非営利活動法人ろばと野草の会 身体的拘束等適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体的拘束の原則禁止

当法人では、利用者や入居者の安心・安全が確保されるような基本的な仕組みの下に、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除いて原則として実施しません。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為の例

- ①行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ②自分で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) 目指すべき目標

利用者や入居者の個々の心身の状況を勘案し、障がいの態様を理解したうえで、身体的拘束を行わないサービス（支援）を提供します。

例外的に3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてに該当する状態にある場合は、十分な観察やその経過記録をとり、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。利用者や入居者の態様を見直す等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

【3要件とは】

- ① 切迫性：利用者・入居者本人または他の者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する方法や対策がないこと
- ③ 一時性：身体的拘束が一時的なものであること

2 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

当法人での身体的拘束等を適正化することを目的として、「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置し、年1回以上開催します。

(2) 委員会の構成

委員は、事業所職員をあてることとします。

(3) 検討内容

- ①前回の振り返り
- ②発生した身体的拘束等の状況、手続き、方法などについて調査し、適正に行われたかを確認する。
- ③職員への意識啓発や予防策の検討
- ④研修の企画・実施

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、適切に保管するとともに、委員会の検討結果について事業所の職員に周知徹底します。

3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

各事業所の常勤職員及び非常勤職員に対して、年1回以上の研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施日、実施場所、研修名、研修概要などを記載した記録を作成します。

4 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の状況や利用者・入居者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行い、その結果について常務理事会で報告します。

5 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

（1）3要件の確認

「切迫性」、「非代替性」、「一時性」

（2）手続きについて

①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

・現場では管理者が判断して実施しますが、速やかに本部事務局を通して役員へ報告を上げてください。

②緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

（3）記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について書面にまとめます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為<部位・内容>）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6 入居者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針は、入居者・利用者及びご家族等が閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともに、法人ホームページ等にも掲載します。また、事業所で使用する業務マニュアルに綴り、すべての職員が閲覧できるようにします。

7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体的拘束を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束を必要と判断しているか、本当に他の方法はないか。

※身体的拘束等に準ずる行為と感ずるケースに気付いた職員は、「身体的拘束等適正化委員会」に報告し、改善に向けて取り組むこととします。

附則

本指針は 2022 年 4 月 1 日から施行する。

本指針は 2024 年 12 月 1 日から施行する。